



市営住宅建設開始

しづおり第2団地新築工事がスタート



▲しづおり第2団地の安全祈願祭

若年層世帯の定住化を図ることを目的に、市営住宅「しづおり第二団地」の新築工事が始まりました。この団地は既存のしづおり団地（倭文庄田）の東側に位置し、七千二百二十五平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート四階建ての住宅棟と集会所、駐車場などが建設されます。住宅棟には低所得者を対象とした公営住宅十六戸と、特定公共賃貸住宅八戸を建設しま

す。また、エレベーターの設置や段差の解消、オール電化など、高齢者の方でも安心して住むことができるように配慮しています。十月七日に現地で行われた安全祈願祭では、関係者約四十人が出席し、工事の安全を祈願しました。住宅工事は来年九月末に完成させ、その後入居者の募集を行う予定です。

倭文・榎列小学校区でも学童保育スタート

放課後健全育成事業

昼間、仕事等の理由で保護者が家にいない小学校低学年（一年生から三年生）の児童を対象に、放課後や長期休暇に指導員が集団で保育する「学童保育」が八月一日から倭文小学校区で、十月三日から榎列小学校区で開所しました。

市内では合併前から開所している広田・北阿万小学校区に続いて四か所目。学童保育



▲榎列学童保育（松田公会堂内）

では、家で過ごすのと同じように遊んだり宿題をしたり、おやつを食べたりと、年齢の違う児童たちが室内外で過ごし、保護者の迎えを待ちます。利用料金は月額五千円。開設時間については、平日は放課後から午後六時ごろまで、夏休み等の長期休暇中は午前八時から午後六時までです。市では来年度以降も準備が整い次第開所する予定です。

安全安心なまちを目指して

「交通安全の市」を宣言



▲走行速度を予想する参加者ら

高齢運転者の交通安全意識の高揚と交通事故防止を目的とした、「全淡路高齢者安全運転競技会」が九月二十八日、三原自動車教習所（賀集八幡）で開催され、三十六人が運転

実技と筆記試験に挑戦しました。九月十日現在、市内での交通事故は既に二百三十八件発生し、死亡事故も六件と昨年の一年間を上回っています。また、事故のうち、半数以上が六十五歳以上の高齢者が関わっていることから、淡路地区交通安全協会連絡協議会によって開催されました。大型バイクと自動車の速度感覚の違いやライト点灯の必要性などを体験しました。また路上のマークを通過する運

転技能実習も行われました。一方、南あわじ市議会定例会でも、交通事故のない明るく安全で安心して暮らしつづけられるまちづくりを目指すため市民と行政、関係団体が一体となって交通事故防止に最善の努力を払うことを趣旨とした「交通安全の市宣言」が決議されました。

▲「交通安全の市」看板

市の将来設計の策定に向けて 第一回南あわじ市総合計画審議会

南あわじ市では、合併後の新しい市政運営の最も基本的な将来計画である「総合計画」を平成十七年度から十八年度にかけて策定します。

審議会委員は次の方々です（順不同・敬称略）。

策定にあたり、市長の諮問に応じて計画案を答申する総合計画審議会の第一回審議会が十月十一日、南淡公民館で開催され、役員の選任や策定の方針、市民アンケートなどについて協議されました。また、十月に実施しました総合計画策定に係る市民アン

ケート調査（四千五百人無作為抽出）にご協力いただいた方にはお世話になり、ありがとうございました。どうぞございました。



▲第1回南あわじ市総合計画審議会

田中一良（榎列）、奥井光子（賀集）、芝壽浩（福良）、森武美（福良）、鳥井幸祐（福良）、松坂秀二（賀集）、山形収司（阿万）

年金だより

年末調整、確定申告書には今年から社会保険料控除証明書が必要

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。これまで年末調整や確定申告書の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付は必要ありませんでした。しかし、所得税法等の一部が改正され、平成十七年分の所得の申告から一年間に納付（納付見込を含む）した保険料を証明する書類の添付が義務付けられました。

年金相談専用電話の番号が変わりました

【変更前】

☎078・200・3181

【変更後】

年金請求などの年金相談は☎0570・05・1165、年金を受けている方の年金相談は☎0570・07・1165。受付は平日午前8時30分～午後5時

明石社会保険事務所の出張年金相談

▽日時 12月2日（金）午前11時～午後3時

▽場所 南淡公民館

※要事前予約（11月25日まで）

▽申込み 市民課 ☎43・5023

ふれあい市長室

住民代表としての活躍を期待

南あわじ市長 中田勝久

十月三十日、合併して初めての市議会議員選挙がありました。激戦を勝ち抜かれ、市民から付託されました市議会議員の皆さまに心よりお祝い申し上げますとともに、今後の市行政運営において適切なご指導、ご助言をいただきますようお願い申し上げます。さて、市議会議員の皆さまは、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員とされる、「選良」ということばで呼ばれるように、人格・見識ともにすぐれた代表者であります。

ご周知のとおり、議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で諸々の事務を執行するとされ、互いに独立し、対等の立場と地位にあるとともに、長の独断専行を許さないとされております。

併せて、執行機関の行財政運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかをチェックし監視することとされており、それは、同時に議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立つて判断しなければならぬことを示唆していると思えます。

議員は市職員と同様、全体の奉仕者であって、住民全体の代表者であり、個人の利害のみの立場に立つのではない、市民全体のあり方、方向性を示すものと考えております。少子高齢社会を迎え、福祉施策や行財政改革を中心に山積する難題を解決していかねばなりません。今後とも、よき南あわじ市を築き上げるため、議会議員の方々、市民の皆さまとともに建設的な議論を重ねてまいります。